第二十条の二の六第一項中「第二十条の二の二第一項」を「第二十条の二第一項」に改め、同条第二項中「第二十条の二の二第二項」を「第二十条の二第二項」に改め、同条を第二十条の二の五とする。

第二十条の二の七を第二十条の二の六とし、第二十条の二の八を第二十条の二の七とする。

第二十条の二の九第一項中「第二十条の二の二第一項」を「第二十条の二第一項」に改め、同条第二項中「第二十条の二の二第二項」を「第二十条の二第二項」に改め、同条を第二十条の二の八とする。

第二十条の二の十中「第二十条の二の十二」を「第二十条の二の十一」に改め、同条を第二十条の二の九とする。

第二十条の二の十一を第二十条の二の十とし、第二十条の二の十二を第二十条の二の十一とし、第二十条の二の十三を第二十条の二の十二とする。

第二十条の二の十四第一項及び第二項中「によつて」を「により」に改め、「第九条の二第四項」の下に「、第九条の三の二第七項」を加え、同条第三項中「によつて」を「により」に改め、「租税特別措置法」の下に「第九条の三の二第七項、」を加え、「第四十二条第二項」を「第四十一条の二十二第二項」に改め、同条を第二十条の二の十三とし、同条の次に次の一条を加える。

（損金の額等に算入した分配時調整外国税相当額がある法人の単年度損益の算定の特例）

第二十条の二の十四　法第七十二条の十八第一項第一号の規定により連結申告法人以外の内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

2　法第七十二条の十八第一項第二号の規定により連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において法人税法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該分配時調整外国税相当額を個別帰属損金額に算入しないものとする。

3　法第七十二条の十八第一項第三号の規定により外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において法人税法第百四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

第二十一条の二の二第一項及び第二項中「第九条の二第四項」の下に「、第九条の三の二第七項」を加え、同条第三項中「租税特別措置法」の下に「第九条の三の二第七項、」を加え、「第四十二条第二項」を「第四十一条の二十二第二項」に改める。

第二十一条の二の二次に次の一条を加える。

（損金の額等に算入した分配時調整外国税相当額がある法人の所得の算定の特例）

第二十一条の二の三　法第七十二条の二十三第一項第一号の規定により連結申告法人以外の内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

2　法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において法人税法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該分配時調整外国税相当額を個別帰属損金額に算入しないものとする。

3　法第七十二条の二十三第一項第三号の規定により外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において法人税法第百四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとする。

第二十五条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「第七十二条の三十三第一項」を「第七十二条の三十一第一項」に、「によつて」を「により」に改める。

第二十七条第一項第一号中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

第三十二条の二第一項第一号及び第三十二条の三第一項第一号中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第三十三条の三第二項第一号イ中「第七十二条の三十三の二第一項」を「第七十二条の三十二第一項」に改める。

第三十四条第二項第一号中「にあつては」を「には」に、「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同項第二号及び第三号中「にあつては」を「には」に、「第七十二条の三十三第一項」を「第七十二条の三十一第一項」に、「法第七十二条の三十三第二項」を「同条第二項」に改める。

第三十九条の九の二第四項中「附則第四十八条第一項第一号」を「附則第四十八条第一項第二号」に改める。

第四十六条の二第二項中「以下この条」を「次条」に、「前年の所得につき適用された所得税法第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額」を「四十八万円」に改める。

第四十六条の二の二第二項中「前年の所得につき適用された所得税法第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額」を「四十八万円」に改める。

第四十七条の三第一号中「金額は」の下に「、当該条例で基本額として定める一定金額に」を加え、「当該条例で基本額として定める一定金額に」を削り、「金額（」を「金額に、十万円を加算した金額（」に、「当該乗じて得た」を「当該」に改める。

第四十八条の六第一項中「前年の所得につき適用された所得税法第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額」を「四十八万円」に改める。